

る。

しかし、産児調節は都市或いは都市的環境における知能的職業者間では、今日でも或程度普及しており、人口問題研究所の東京都および近郊市町村の実態調査によれば、都市夫婦の二六・四%、町村在住夫婦の二二・四%がこれを実行している。また、公衆衛生院は、職種別調査で官吏二二%、小商工業者約一二%という数字を出している。後者は、また大都市居住者で受胎調節を行っているものだけについて夫の教育程度別に調査しているが、それによると、大学卒業者が約三〇%、専門学校卒業者が二七%、中学卒業者が一九%、小学校卒業者は〇・八%実行していることになっている。これは受胎調節の風がいかなる階層に普及し易いかを物語るものである。本審議会は、このゆえに、受胎調節の普及をはかるためには、政府は関係の機関を動員して、これが合目的指導を徹底的に行うよう希望する。

なお、受胎調節の普及が困難をきわめるのは、これに対する要求のほとんどない人々の間、或いはこれらの人々の群居する地域においてである。特に、遺伝学的意味での好ましくない素質者の多数群居している特殊地域は、同時に性病、アルコール中毒、麻薬中毒等の淫浸する場所となり、また各種の社会悪の温床ともなりやすい。ゆえに、もしこれらの地域に受胎調節運動の手が及ばず、自然に委ねられるならば、いわゆる逆淘汰の出現は必至であり、民族の将来は真に悲しむべきものとなる。本審議会は、この点を特に重視するものである。ゆえに、これが対策として、特殊の人

々、或いは地域を旨とする訓練された保健婦の活動、母親教育の組織化、その他あらゆる手段に訴えて受胎調節に関する知識の供給は勿論のこと、必要な一切の資材の安価ないし無償の入手を可能ならしめるための積極的措置を講ずる必要がある。

なお、こゝにきわめて必要なことは、これら一切の措置に伴う日本民族の量的および質的動向を精確にとらえることであり、特に日本民族永遠の生命をつちかう民族平均素質の動きに対して、あらゆる調査研究機関を動員して格段の注意を拂うことが必要である。

#### 七 重要な留意事項

人口調整がその実を挙げるためには、これに適する社会的文化的条件の同時に存在することがきわめて望ましい。特に次のような条件の存在する時に産児調節は大きな普及性と浸透性を示すことに留意すべきである。

- (イ) 一 国の産業が高度に工業化し、国民の生活水準が向上し、国民大多數の者の文化生活に對する欲望がこれにしたがつてたかまる場合。
- (ロ) 相続制度、所得形態等が子女を多くもつことを不利とする場合。
- (ハ) 社会保障制度の擴充により、老後の生活安定のため、子女をもつ必要がなくなつた場合。

### 優生保護法の制定並びにその施行状況

昭和二年七月一三日公布の「優生保護法」は昭和十五年五月一日公布の國民優生法を戦後の人

口政策的要請にそつて改正したものであつたが、人口妊娠中絶の適用を單に惡質遺伝の防止のためだけでなく、母体保護の見地からできるだけ擴張しようとする趣旨はその後さらに徹底されて昭和四年六月二十四日その一部改正法の公布をみるに到つた。右改正法によりその大要をあげれば以下のとおりである。

この法律の目的は第一条に掲げられており、  
「この法律は優生上の見地から不適當な子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護することを目的とする。」

優生手術の定義については旧「國民優生法」と大差ないが、とくに人工妊娠中絶については第二条第二項に左のように定義している。

「この法律で人工妊娠中絶とは胎兒が母体外において生命を保持することのできない時期に、人工的に胎兒及びその附屬物を母体外に排出することをいう。」

とくに優生手術の適用に「強制」と「任意」の別を明きらかにし、またその対象として旧法どおり専ら遺伝性的心身缺陷者の場合のほか、更に母性保護の見地からする場合をあげている。第三条の掲げる優生手術の該当項目は、左のとおりである。

- 一、本人又は配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの
- 二、本人又は配偶者の四親等以内の血族關係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有

しているもの

三、本人又は配偶者が癩疾患に罹り且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四、妊娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五、現に数人の子を有し且つ分娩ごとに母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

右の第五号を除いては本人及び配偶者の同意があれば、任意の人工妊娠中絶が許される(第十二条)。

審査を必要とする場合については第十三条により左のごとき審査申請の規定がある。

第十三条 指定医師は左の各号の一に該当するものに対して、人工妊娠中絶を行うことが母体保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護審査会に対し人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を申請することが出来る。

一、本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの

二、妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

三、暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に強姦されて妊娠したもの

右の内とくに第二号の経済的理由による場合の判定基準については、各都道府県知事宛厚生次官通牒「優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件」の中で次のように解釋されている。即ち「経済的理由」によるとは妊娠を継続し、又は分娩することがその者又はその者を含む世帯の生活に重大なる経済的支障を及ぼし、その結果母体の健康が著しく害せられる虞れのある場合をいうのであり、従つて現に生活保護法の適用を受けている者(生活扶助をうけている場合は勿論医療の保

護だけを受けている場合も含む以下同じ)が妊娠した場合、又は現に生活保護法の適用を受けていないが妊娠の継続又は分娩によつて生活が著しく困難し生活保護法の適用を受けるに至る可き場合等は通常法第十三条第二号の適用をうけるものであるとされている。また生活保護法は暴行不良な者や怠け者には適用されないで、闇の女や妾等については生活保護法の適用はないが、この場合でも右の要件を充す場合には人工妊娠中絶を認めず差支えないことが明らかなにされている。

たゞし右の場合の具体的な判定は実際上きわめて弾力性がある。因みに昭和二四年における実績成績について法第十二条による任意人工妊娠中絶と法第十三条による審査による人工妊娠中絶の状況を都道府県別に実数で見ると第一表のとおりで、各府県によつて兩者の間に相当の差が見られるのは、法文解釋の如何によつて左右されているものが多いことを想像させる。例えば新潟県は任意中

第一表 昭和24年優生保護法実施状況

	任意の人工妊娠中絶	審査による人工妊娠中絶	人絶
北海道	3,524	9,120	
青森	1,319	1,335	
岩手	1,096	1,314	
宮城	2,499	1,312	
秋田	4,523	332	
山形	2,891	1,356	
福島	5,036	1,998	
茨城	1,869	1,142	
栃木	743	922	
群馬	1,568	879	
埼玉県	1,538	970	
千葉県	1,472	917	
東京都	5,384	5,021	
神奈川県	4,750	745	
新潟県	1,154	10,217	
富山県	3,110	2,082	
石川県	2,356	732	
福井県	875	620	
山梨県	1,293	321	
長野県	3,076	3,931	
岐阜県	2,871	2,063	
静岡県	5,501	2,017	
愛知県	10,343	7,351	
滋賀県	2,671	1,825	
京都市	1,286	1,707	
大阪府	6,280	3,572	
兵庫県	13,206	3,865	
岡山県	7,069	6,260	
広島県	551	335	
山口県	2,731	469	
徳島県	1,446	1,107	
香川県	1,889	585	
愛媛県	2,712	2,626	
高知県	7,787	115	
福岡県	2,583	2,774	
佐賀県	1,783	194	
熊本県	862	1,757	
大分県	2,552	990	
宮崎県	1,273	339	
鹿児島県	4,697	8,512	
沖縄県	1,538	1,693	
計	145,417	100,819	

絶に対し審査中絶は八倍に達しているが、これに反し広島県では〇・〇一五倍に過ぎない。

次に新優生保護法が旧「国民優生法」と異なる一特色は優生結婚相談所に関する規定(第五章)を掲げていることで、戦後の人口政策的要望にそおうとしている点である。その全文を掲げれば左のとおりである。

「第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため優生結婚相談所を設置する。

第二十一条 優生結婚相談所は、都道府府に少くとも一箇所以上、これを設置する。

2 優生結婚相談所は保健所に、これを附置することができる。

第二十二条 国以外の者は優生結婚相談所を設置しようとするときは厚生大臣の認可を得なければならない。

2 前項の優生結婚相談所は厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

第二十三条 この法律による優生結婚相談所であれば、その名称中に優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

第二十四条 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は命令でこれを定める。」

なお現在までに設置された公私の優生結婚相談所は第二表のしめすとおりである。

第二表 優生結婚相談所設置数

	設置数	私立 設置	可 認
道森手形島	1	1	
北海	2	1	1
青	2	1	1
山	1	1	
福	1	1	
栃	1	1	
埼	1	1	
東	1	1	
新	1	1	
富	17	1	1
福	10	1	1
長	14	1	1
岐	10	1	1
静	1	1	
三	5	1	1
滋	34	1	1
京	8	1	1
大	5	1	1
奈	5	1	1
和	1	1	
歌	1	1	
取	3	1	1
根	1	1	
山	1	1	
島	2	1	1
島	1	1	
川	5	1	1
知	1	1	
岡	1	1	
島	11	1	1
兒	1	1	
計	145	12	

### 農地制度の改革とその状況

農地制度が日本農村、ひいては日本社会全般の正当な発展を阻害する重圧として幾多の問題を提起してきたことは、とくに大正年代以降の頻発する小作争議に、あるいは昭和恐慌以来の自作地増加傾向の中に観取されるとおりで、日華事変前後から太平洋戦争にいたる期間に採択された一連の土地管理政策も、戦争経済体制の強化の目標にそつて行われた土地制度近代化の要請の政策的変形であつたといつてよい。即ち、

(イ) 農地調整法(昭和一三年)は食糧増産の要請にこたえたものであり、耕作権の安定と、高率小作料の修正を目的とした。

(ロ) 小作料統制令(昭和一四年)は小作料の引上げの停止と適正化を意図した。

(ハ) 臨時農地価格統制令および臨時農地等管理令(昭和一六年)のうち、価格統制令は地価の高騰を抑制し之を停止せんとしたもので

あり、管理令は農地の潰廢を防ぐため、農地の所有権貸借権の移動を制限したものである。

(ニ) また食糧管理政策の面より昭和一六年産米から地主(在村)保有米制度を設け、不在地主については代金納制度がとられた(現物納の修正として重要意義がある)更に地主米価と生産者米価との二重価格制がとられ、小作料負担が軽減された。これは第一次農地改革の小作料金納化の基盤を与えたものである。

#### (第一次農地改革から第二次農地改革へ)

すでにこれらによつて土地制度の多くの修正がみられるのであるが、諸般の客観状況の激変は、農地改革の必然性を認識せしめ、敗戦直前昭和二十年十一月十六日農林省において農地改革に対する原案の発表となり、十一月二十二日閣議において修正され「農地調整法改正法律案」として第十八九議會に提出された。議會ではこれを阻止しようとする動きが強かつたが、総司令部の農民解放指令が発せられたため若干の修正を加えて通過成